## 納入書の記入について -

☆ 納入金額に変更がない場合

納入金額(1)の欄に印字されている金額と納入すべき金額が同一の場合は、そのままご使用ください。

☆ 納入金額に変更がある場合

※原則、納入書の再発行はしていないため、税額変動があった場合は以下のように修正して納入してください。

印字されている納入金額(1)の欄の金額と納入すべき金額が異なる場合は、納入金額(1)の欄の金額を横線で抹消し、 各票の納入金額(2)の欄の内訳と合計額をそれぞれ記入してください。

- ☆ 納入書への記入について
  - 注1 記入は黒のボールペンをご使用ください。
  - 注2 数字の頭に「¥」マークは記入しないでください。
  - 注3 金額の訂正は横線のみとし、訂正印は押さないでください。
  - 注4 納入書は折ったり、破ったり、ホッチキス止めをしないよう、お取り扱いください。

法人及び団体の場合は、納入書裏面の納入申告書に法人 番号を記入して納入してください。

個人事業主の場合は、納入書裏面に個人番号を記入しない で納入し、納入申告書は、別途提出してください。

#### <記入例 1> 納入金額の変更のみ

### 

#### <記入例 2> 退職所得を合算して納入される場合

(退職所得は100円未満切捨てとなります)

北海道 帯	広市	個人市個人進森林環	民 税	納	λ	書	(2	3				
市区町村コード		座	番	号	nd	λ	者	名				
0 1 2 0 7 6	1 02700	定	9601 番	63 _		市 会	計管理者					
-								m				
令和6年 8 月分	09	9599	999		<del>220,000</del>							
納入すべき金額がる入金額(1)の欄の金額。	220000											
入金額(1)の欄の金額と異な るときは、納入金額(1)の欄 を機線で抹消し、納入金額 (2)の欄に配入してください。						350000						
	金	延滞金										
納期限 令和6年 9	月10日額											
B 8H	- 19	合計額			5 7	0	0 0	0				
(特別徴収義務者) 〒		領										
<sup>惟 新</sup> 帯広市西 5 条南○○丁目△番地×												
# #広見本株式会社 * #												
					ED							
上記のとおり納入します。 (金融機関又は郵便局保管)												

·····································																		
市民税納入申告書																		
帯	広市長 様							4	令和	16	年	9	J	1	12	Ħ	ŧ	是出
									令和6 年			12 月分			人員		1	
	退職手当等支払金額								+	億	Ť	1	+ 5	л 0	Ť 0	0	+ 0	0
特	特別徴収		7	ī	民	;	税							2	1	0	0	0
税 額(百円未満切捨		1)	ì	Í	民		税							1	4	0	0	0
	地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記 のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。																	
特別	住所又は 所 在 地	帯	帯広市西5条南○○丁目△番地×											)				
版 E S A S L L R R R R R R R R R R R R R R R R R																		
務 者	法人番号 又 は 個人番号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				

同じ要領で領収証書、納入書、納入済通知書それぞれにご記入ください。

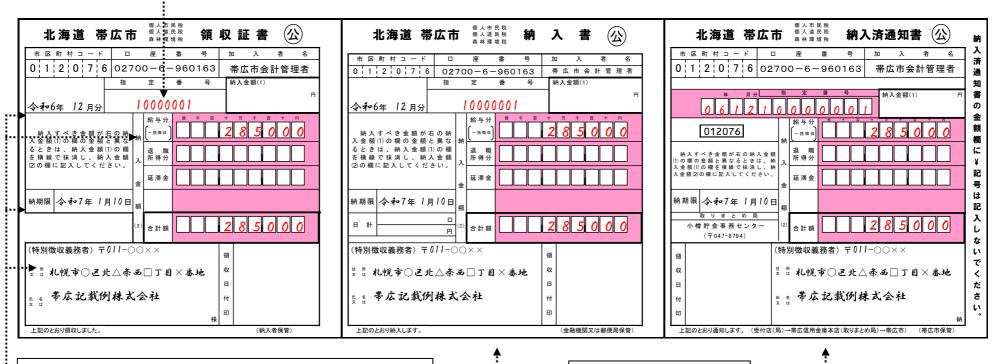
# 予備の納入書(白紙)の使用について

税額の変更等で予備の納入書(白紙)をお使いになる場合は、次の要領で記入をお願いします。

令和6年度 給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)をご準備ください。

※納税義務者の異動等があった場合は帯広市が送付した最新の通知書をご準備ください。

貴事業所の指定番号は、別紙の「給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」に記載してある8桁の数字です。 また、指定番号はあらかじめ納入書に印字されている場合があります。指定番号がご不明な場合にはお手数ですが市民税課までご連絡ください。



徴収月、「納期限」欄に該当する年月日、「納入金額(2)」欄へ納入金額、 特別徴収義務者名をそれぞれ記入してください。 なお、特別徴収義務者名は、あらかじめ印字されている場合もあります。